

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都入港料条例施行規則の一部を改正する規則……（港湾局港湾経営部経営課）…
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……（港湾局臨海開発部海上公園課）…

告示

- 包括外部監査契約の締結……（総務局総務部グループ経営戦略課）…
- 東京デジタルファースト条例施行規則第十五条の規定による告示……（デジタルサービス局戦略部戦略課）…
- 都市計画事業の認可（三件）……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 令和四管理年度におけるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の公表……（産業労働局農林水産部水産課）…
- 地方卸売市場の業務の廃止の届出……（中央卸売市場事業部業務課）…
- 東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等……（港湾局港湾経営部経営課）…
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……（港湾局臨海開発部海上公園課）…
- 東京都立海上公園有料施設の供用廃止……（同）…
- 東京都立海上公園有料施設の設置……（同）…
- 杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務委託に関する規約……（東京都教育委員会）…
- 東京都教育委員会文書管理規則第六十条の三に基づく告示……（東京都教育委員会）…

- 東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則第十三条に基づく告示……
- 東京都教育委員会が保有する個人情報情報の保護等に関する規則第十五条に基づく告示……

告示（公）

- 警備員等の検定の実施（二件）……
- 警備員指導教育責任者講習の実施（三件）……

公告

- 令和四年度調理師試験の実施……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…

規則

東京都入港料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百一十一号

東京都入港料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都入港料条例施行規則（昭和五十一年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

上記申請について、次のとおり減免する。 減免する額	規則第3条第 項第 号	東港 第 号	
		施行	号
決定	決定	年 月 日	年 月 日
権者	課長	年 月 日	年 月 日
区分	文書取扱主任	年 月 日	年 月 日
所	起案者	年 月 日	年 月 日
	事務担当者	年 月 日	年 月 日
	保存	年 月 日	年 月 日

を

減免する額	円	東港運第	号
根拠規定	東京都入港料条例第5条第 項	項第	号
	東京都入港料条例施行規則第3条第 項第	項第	号

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都入港料条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十二号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改める。

第十四条第三項中「利用料」の下に「又は利用料金」を加える。

第二十八条の二を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第十五条関係）

一 駐車場

名 称	単 位	利 用 料
青海南ふ頭公園駐車場	一台につき一回（二時間以内）	六百元

二 海上公園係船施設		
名 称	単 位	利 用 料
お台場海浜公園の海上公園係船施設	総トン数一トンにつき二十四時間まで（ごと）に	十三円四十銭

三 海上バス券売所		
名 称	単 位	利 用 料
お台場海浜公園海上バス券売所	一平方メートルまで（ごと）に一月	四百六十円

備考 利用単位の時間を超えて駐車場を利用する場合には、超過時間三十分（三十分満たない端数は、三十分とする。）につき百五十円の超過利用料を徴収する。

別記第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第十号様式及び第十一号様式 別添

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第四百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づき包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 契約の相手方

(一) 住所 東京都三鷹市上連雀一丁目二十五番二十一ー五〇五号

(二) 氏名 青山 伸一

二 契約の期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるとき一部前金払とする。

●東京都告示第四百六十二号

東京デジタルファースト条例(平成十六年東京都条例第百四十七号)第十四条第一項の規定により知事が定める出資等法人について変更したので、東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第百四十六号)第十五条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更前の法人の名称
一般財団法人東京学校支援機構
- 二 変更後の法人の名称
公益財団法人東京学校支援機構

●東京都告示第四百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業練馬第二・二種類及び名称
・百四十三号北原公園

三 事業施行期間
令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地
練馬区谷原六丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第四百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 練馬区
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業第三・三・四種類及び名称
十号北大泉公園
 - 三 事業施行期間
令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで
 - 四 事業地
練馬区大泉町三丁目地内
- 使用の部分
なし

●東京都告示第四百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年四月一日

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業第五・四・四号洗足公園

三 事業施行期間
令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地
大田区南千束二丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第四百六十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和四管理年度(令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

特定水産資源の名称 知事管理区分 知事管理漁獲可能量

くろまぐろ(小型魚) 東京都くろまぐろ(小型魚) 漁船等漁業 一二・一トン

くろまぐろ(大型魚) 東京都くろまぐろ(大型魚) 定置漁業 〇・五トン

同右 東京都くろまぐろ(小型魚) 〇・五トン

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 一六・三トン

(大型魚) 漁船等漁業

同右 東京都くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 ○・五トン

●東京都告示第四百六十七号

地方卸売市場の業務の全部が廃止され、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。)第十四条において準用する法第八条第一項の規定により法第十三条第一項の認定がその効力を失ったので、法第十四条において準用する法第八条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 地方卸売市場の名称 八王子生花地方卸売市場
- 二 地方卸売市場の位置及び取扱品目 東京都八王子市東浅川町五百一番地五 花き
- 三 開設者の名称及び住所 株式会社八王子生花市場 東京都八王子市東浅川町五百一番地五
- 四 廃止年月日及び認定の失効日 令和四年三月三十一日

●東京都告示第四百六十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第二十七条第一項第一号に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋、同項第二号に規定する知事が指定する船舶給水施設、同項第三号に規定する知事が指定する客船ターミナル施設の部分及び同条第二項第二号に規定する知事が指

定する修繕等は、次のとおりとする。

なお、令和三年東京都告示第四百五十二号(東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等)は、廃止する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 知事が指定する岸壁及び棧橋 品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋、中央防波堤外側ふ頭棧橋(Y1)、有明小型船発着所浮棧橋、東京国際クルーズふ頭棧橋及び竹芝小型船発着所浮棧橋
- 二 知事が指定する船舶給水施設 島しょ港湾に設置する船舶給水施設
- 三 知事が指定する客船ターミナル施設の部分 竹芝客船ターミナル、有明客船ターミナル及び東京国際クルーズターミナル以外の客船ターミナル施設
- 四 知事が指定する修繕等 船舶の性能検査に伴う修繕

●東京都告示第四百六十九号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第四条第二項の規定に基づき、東京都立京浜運河緑道公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

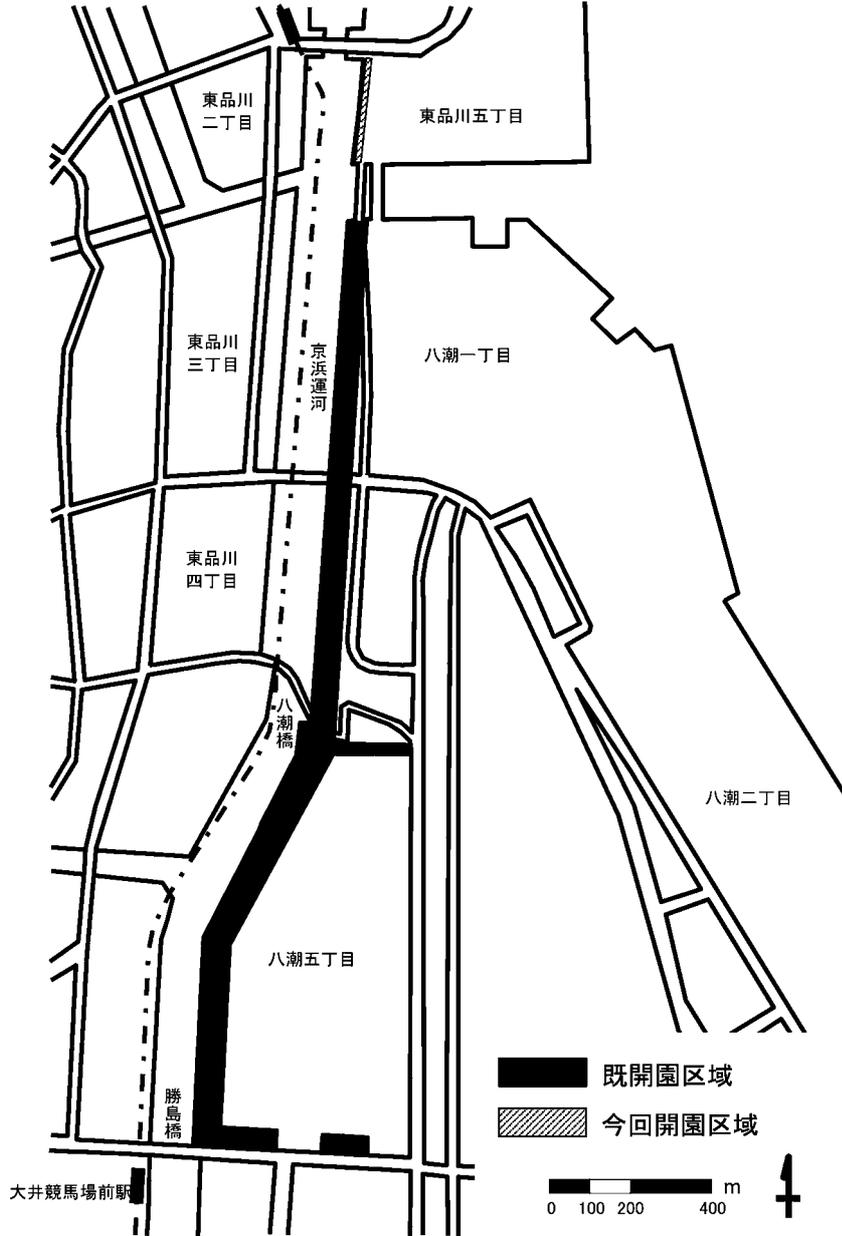
令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 区域 別図のとおり
- 二 面積 変更前 八一、六四九・一九平方メートル 変更後 八三、八三二・九八平方メートル

三 変更年月日 令和四年四月一日

別図 東京都立京浜運河緑道公園



●東京都告示第四百七十号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）
第四条第二項の規定に基づき、東京都立海上公園有料施設
の供用を次のとおり廃止する。
令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 葛西海浜公園海上公園係船施設

規模 延長三六・〇〇メートル、幅一二・〇〇
メートル、水深AP(-)四・五〇メートル

廃止年月日 令和四年四月一日

二 名称 葛西海浜公園海上バス券売所

規模 一箇所（五・四〇平方メートル）

廃止年月日 令和四年四月一日

三 名称 大井ふ頭中央海浜公園海上公園係船施設

規模 延長三〇・〇〇メートル、幅一二・〇〇
メートル、水深AP(-)三・〇〇メートル

廃止年月日 令和四年四月一日

●東京都告示第四百七十一号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）
第四条第二項の規定に基づき、東京都立お台場海浜公園に
設置する有料施設の名称等を次のとおり定める。
令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 お台場海浜公園一号海上公園係船施設

規模 延長三〇・〇〇メートル、幅一二・〇〇
メートル、水深AP(-)三・〇〇メートル

供用開始日 令和四年四月一日

二 名称 お台場海浜公園二号海上公園係船施設
 規模 延長四〇・〇メートル、幅一二・〇〇メートル、水深AP(-)三・〇〇メートル
 供用開始日 令和四年四月一日

●東京都告示第四百七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、杉並区学校教育職員(副校長)任用審査に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

杉並区学校教育職員(副校長)

任用審査に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、杉並区(以下「甲」という。)は、杉並区学校教育職員(杉並区学校教育職員)の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号)第二条に規定する者(以下「乙」という。)の教育管理職(副校長)任用審査に係る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を東京都(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認められた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙が協議して定める。

(収入の帰属)

第三条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、乙に帰属する。

(収入及び支出の経理)

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第五条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第六条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例、規則その他の規程等が制定若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第七条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約の有効期間は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。ただし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に一年間継続するものとし、以後この例による。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十六号

東京都公文書等の管理に関する条例(平成二十九年東京

都条例第三十九号)第十六条第一項の規定により東京都教育委員会が定める出資等法人について変更したので、東京都教育委員会文書管理規則(平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号)第六十条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月一日

東京都教育委員会

一 変更前の法人の名称

一般財団法人東京学校支援機構

二 変更後の法人の名称

公益財団法人東京学校支援機構

●東京都教育委員会告示第十七号

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)第三十七条第一項の規定により東京都教育委員会が定める出資等法人について変更したので、東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規則第三十二号)第十三条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月一日

東京都教育委員会

一 変更前の法人の名称

一般財団法人東京学校支援機構

二 変更後の法人の名称

公益財団法人東京学校支援機構

●東京都教育委員会告示第十八号

東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条

例第百十三号)第二十八条の規定により東京都教育委員会が定める出資等法人について変更したので、東京都教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則(平成三年東京都教育委員会規則第九号)第十五条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月一日

東京都教育委員会

- 一 変更前の法人の名称
一般財団法人東京学校支援機構
- 二 変更後の法人の名称
公益財団法人東京学校支援機構

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第119号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

令和四年四月一日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 検定の実施期日及び時間

- (1) 学科試験
令和四年七月二日(土曜日)
午前8時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験

令和四年九月三日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

受験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務(以下「施設警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)

4 検定予定人員

20名

5 受験対象者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和四年五月23日(月曜日)及び同月24日(火曜日)の2日間
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03(3581)8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和四年六月一日(水曜日)から同月三日(金曜日)までの3日間
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のウに該当する者は、住所地在を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在が明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のウ及びイに該当する者は、いずれ

	記	
<p>かの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第120号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p>	<p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和4年7月2日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和4年9月3日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和4年5月25日（水曜日）及び同月26日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p>	<p>(1) 受付期間 令和4年6月1日（水曜日）から同月3日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第121号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 講習の実施期間及び時間

令和4年6月23日(木曜日)から同月30日(木曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)

4 講習予定人員

100名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領
受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和4年5月25日(水曜日)及び同月26日(木曜日)までの2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

03 (3837) 2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち80名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申請手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和4年6月10日(金曜日)までの間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

ウ 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び

<p>履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに</p>	<p>該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付日 令和4年6月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第122号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を要する者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年</p>	<p>国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和4年7月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）までの5日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和4年6月27日（月曜日）</p>
--	--	---

<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和4年7月13日(水曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和4年7月19日(火曜日)及び同月20日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所</p>	<p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 34,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第123号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和4年7月28日(木曜日)及び同月29日(金曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p>	<p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務(人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和4年6月28日(火曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和4年7月13日(水曜</p>
---	--	---

<p>日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和4年7月19日(火曜日)及び同月20日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 10,000円</p> <p>9 問合せ先</p>	<p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>令和四年度調理師試験の実施について 調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、令和四年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。</p> <p>なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。</p> <p>令和四年四月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 試験実施の期日及び時間 令和四年十月二十九日(土曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで</p> <p>二 試験実施の場所 東京大学駒場キャンパス(目黒区駒場三丁目八番一 号)</p> <p>三 受験資格 次に掲げる学歴及び職歴を有する者</p> <p>(一) 学歴 次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五 十七条に規定する者 イ 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)に</p>	<p>よる国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)附則第三項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>(二) 職歴 調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上(原則週四日以上かつ一日六時間以上)調理業務に従事した者</p> <p>四 受験申込手続 令和四年五月九日(月曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(当日消印有効) 中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル五階</p> <p>公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛</p> <p>五 合格発表 令和四年十二月十六日(金曜日)</p> <p>六 試験手数料 六千四百円</p> <p>七 受験申請用紙の配布場所 (一) 平日(午前九時から午後五時まで) 公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人調理技術技能センター正会員団体、東京都福祉保健局健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場において配布する。</p> <p>(二) 土曜日、日曜日及び祝日(午前九時三十分から午後</p>
---	---	---

六時三十分まで

東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁舎一階北側）において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

電話 ○三（三六六七）一八一五

ホームページ <http://www.chouri-ggc.or.jp/>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

